

北海道ソフトテニス連盟表彰規程

全部改正 平成7年8月27日

一部改正 平成31年4月1日

(目的)

第1条 北海道ソフトテニス連盟規約第5条第5項の規定に基づき、北海道におけるソフトテニスの振興発展に特に功績があった者に対し、その功労を表彰することを目的とする。

(表彰)

第2条 会長は、次の各号の一に該当する者の中から表彰する。

(1) 優秀な成績を収めた者

イ 国際大会において優秀な成績を収めた個人又は団体

ロ 全国大会において優秀な成績を収めた個人又は団体

(2) 振興発展に寄与した者

イ 道連副会長、支部会長及び副会長として10年以上在職し、顕著な功績のあった者

ロ 道連役員又は支部役員として15年以上在職し、顕著な功績のあった者

ハ 道連又は支部において振興発展に特に顕著な功績のあった者又は団体

(表彰の推薦)

第3条 支部は前条の基準に該当する個人又は団体を会長に推薦するものとする。

2 理事会は、前条の基準に該当する個人又は団体を会長に推薦することができる。

(推薦の時期)

第4条 被表彰者の推薦は、個人は「別紙様式1」により、団体は「別紙様式2」により、毎年11月末日までに提出するものとする。

2 前項に規定する期日以外においても、被表彰者の推薦をすることができる。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、毎年度北海道ソフトテニス連盟総会においてこれを行う。

2 前項の規定に係わらず、必要と認めるときは、表彰することができる。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状及び記念品の贈呈をもって行い、永くその栄誉を保存する。

(表彰選考委員会)

第7条 会長は、被表彰者の選考、その他表彰に関する事務について意見を徴するため、表彰選考委員会を置く。

2 表彰選考委員会は、理事長及び総務委員会の委員をもって充てる。

(感謝状)

第8条 本規程に準じて感謝状を贈ることができる。

附 則

この規程は、平成7年8月27日より施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

北海道ソフトテニス連盟表彰規程内規

平成31年4月1日一部改正

- 1 第2条第1号イについては、
 - ・予選などにより代表となり、優勝又はそれに準じる成績を対象
- 2 第2条第1号ロについては、
 - ・優勝又はそれに準じる成績を対象
 - ただし、当分の間は3位（ベスト4）までを対象とする
- 3 第2条第2号イ、ロについては、
 - ・同程度の功績と認めるときは、諸般の事情を考慮し、優先順位を決定する
 - ・同一支部で連続受賞とならないように幅広く。
 - ・年間表彰者数を5名～8名程度。
- 4 第2条第2号ハについては次の者を、
 - ・優秀な成績を収めた団体の監督又は指導者など
 - ・道連へ多額の寄付者（通算で30万以上）
 - ・その他、選考委員会で特に認めた者（例外的に）
（死亡、高齢引退、病気引退などで支部から特別に要請の者）
- 5 団体の場合は、選手（学校、学年）・監督名一覧を添付すること